

(令和6年度当初) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 三沢市 (都道府県: 青森県)
本事業の担当部局名 政策部政策調整課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	三沢市結婚新生活支援金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 2 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,706,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本市においては、人口減少問題に対応するため、令和2年3月に策定した「第2期三沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「結婚への支援」における結婚観の醸成及び出会いの場の情報提供に取り組んできたところである。令和元年度に実施した市内在住の20~40代男女を対象とした「結婚・出産・子育てに関する調査」によると、「行政に求める結婚支援の取組」として「経済的支援」と回答した割合は約47.2%であったことから、結婚及び新婚生活の際にかかる費用の一部を支援することで、結婚への後押しとなり、一層の少子化対策に繋がるものと考えられる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して、行政による経済支援の一環として結婚新生活支援事業を実施し、対象者へ積極的な補助を行う。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「第2期三沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「育てたくなるまち」を基本目標の1つに掲げ、「三沢市の未来を担う子どもや子育て世代に対し、結婚・出産・子育てはもちろん、教育や男女共同参画に関する施策を展開することとしている。さらに具体的施策として、</p> <p>①結婚への支援 ②妊娠・出産への支援 ③子育てへの支援</p> の3項目を掲げており、本事業は、上記施策の①に位置付けられる。		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届提出時点で、夫婦共に三沢市民であり、結婚後も引き続き三沢市民であること ・市区町村税の滞納がないこと 			

2. 申請見込

①新規世帯見込	6	世帯	②継続世帯見込	11	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

申請見込については、令和6年度の問い合わせ件数及び継続世帯件数より算出。

(参考)

【令和6年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	17 世帯
～12月(実績)	4 世帯
1月～3月(見込)	13 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	4 世帯 × 600,000 円 =	2,400,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000 円	
	(継続補助)	2,706,000 円	
	合計	5,706,000 円	

3. 広報の実施予定

- ・市の広報紙、ウェブサイトでの情報発信を行う。
- ・市役所市民課(転入、転居、婚姻届出の窓口)でチラシの配付(60枚)を行う。
- ・不動産事業者や引越事業者等にチラシの配架を依頼(365枚)する。

KPI項目	単位	目標値	現状値
		8.0 (令和6年)	4.8 (令和3年)
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通			
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	直近の実績	
	合計特殊出生率	1.78 (平成25年～平成29年)	
	婚姻件数	186 (令和3年)	
	婚姻率	4.8 (令和3年)	
KPI項目	単位	目標値	現状値
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6			
事業内容番号	項目		
	(アウトプット)		
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	85	15
	(アウトカム)		
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	80	0
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	90	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページやおもろい出会いサポートセンターでの広報について協力を依頼し、幅広く周知を行っていく。また、上十三・十和田湖広域定住自立圏の圏域合同婚活イベントにおいてもチラシ配布等を行い、周知を行っていく。		
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産事業者や引越事業者等にチラシ配架の協力を依頼し、幅広く周知を行っていく。		

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。